

事 務 連 絡

平成26年 4 月 7 日

管内自治体復興事業担当部局 御中

岩手復興局

宮城復興局

福島復興局

住宅再建・復興まちづくりに関する登記の嘱託について

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりについては、第一弾から第四弾までの加速化措置を講じるなど関係各省庁が協力し、追加的な措置を講じているところです。

防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業（以下「防災集団移転促進事業等」という。）においては、分譲地の造成までの期間だけでなく、造成完了から、自宅の建築を経て、最後の工程である入居に至るまでの期間を短縮することもまた極めて重要です。

住宅の着工については、通常、分譲地の分筆登記（これに必要な合筆、地積更正、地目変更等の登記を含む。）が完了してから行うのが通常であり、被災自治体が嘱託した分筆登記の円滑な処理及び分筆登記後の被災自治体による円滑な売却が重要です。したがって、被災自治体から前広に分筆登記の嘱託書の提出時期等の情報を法務局に提供し、法務局から被災自治体に当該登記の完了予定日の見通しなどの情報を提供するなどにより両者間で情報共有していただくことが法務局及び被災自治体のそれぞれの事務の適時適切な処理に資するものと承知しております。

この度、仮設住宅等に入居している被災者の早期の住宅再建のため、法務局において登記の完了予定日の見通しなどの情報を被災自治体と共有することなどについて、当庁本庁統括官付参事官から法務省民事局民事第二課長宛て連絡し、別添のとおり、同課長から仙台法務局民事行政部長、福島地方法務局長及び盛岡地方法務局長宛て通知されていますので、お知らせします。

なお、下記のとおり、不動産の所在地を管轄する法務局と防災集団移転促進

事業等の工程等の情報共有等を図っていただくようお願いいたします。

記

- 1 防災集団移転促進事業等の分譲地の所有権移転登記の前提として、分筆登記（合筆、地目変更、地積更正等他に必要な不動産の表示に関する登記を含む。以下同じ。）が必要な場合において、造成工事以降のスケジュールを定めるときは、不動産の所在地を管轄する法務局との以下に係る情報の共有
 - (1) 造成工事の完成予定時期及び予定戸数
 - (2) 登記の嘱託予定時期及びその種類（分筆、合筆、地目変更、地積更正等）に応じた対象筆数
- 2 1 で定めた分筆登記の嘱託予定時期に変更を生じた場合には、見直し後のスケジュールについて法務局との情報の共有
- 3 分筆登記の嘱託の1か月前までを目途に、1 で定めた工程等に変更がないことの情報の共有
- 4 防災集団移転促進事業等の分譲地における分筆登記の嘱託書上部へのスタンプなどによる「復興関連（住宅）」との朱書き